

一宮市地域保健推進協議会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 地域保健事業の充実と強化を推進し、公衆衛生の向上及び市民の健康増進を図るため、一宮市地域保健推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 保健所の運営に関すること。
- (2) 市民の健康づくりのための方策及び推進に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、地域保健事業の推進に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から市長が委嘱する。

- (1) 医療関係団体
- (2) 保健衛生団体
- (3) 社会福祉関係者
- (4) 経済団体
- (5) 学識経験者
- (6) 市長が必要と認める者

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長各1名を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、協議会を代表し、議事その他会務を統括する。

4 副会長は、委員の中から会長が指名する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、その会議の議長となる。

2 会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ、開くことができない。

3 第2項の規定にかかわらず、会長は、特に必要があると認める場合は、会議を書面により開催することができる。

(専門部会)

第6条 第2条に掲げる協議会の所掌事項の具体的事項を検討する機関として、専門部会を設けることができる。

2 専門部会の構成及び検討事項については、必要な都度会長が別に定める。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、一宮市保健所保健総務課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長がその都度協議会に諮って定める。

付 則

この要綱は、令和3年7月28日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年9月14日から施行する。